

代議員選挙管理委員会規程

本規程は一般社団法人日本精神科看護協会（以下、「本協会」という。）の定款第12条及び第14条に基づき、選挙管理委員会（以下、「委員会」という。）の設置・運営などに関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 委員会は、本協会の社員（代議員）選挙を円滑に行うことを目的とする。

（任務）

第2条 委員会は、社員（代議員）選挙に関する事項について審議し、実施する。その経過及び結果などは理事会で報告するものとする。以下が委員会の所掌事項となる。

（1）社員（代議員）選挙

（2）選挙に関する細則等に関する検討

2 会計については、別に定める会計規程に従って行う。

（組織）

第3条 委員会は、理事会で選出された次の委員をもって組織する。

正会員47名以上、理事2名を含む。

（本規程の改正）

第4条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。